



新型コロナ 自宅療養・ホテル療養は



休業給付

医療機関への受診が必要です **検査だけNG**

新型コロナをめぐる政府は、9月26日から陽性者の「全数届出」を見直しました。これにより陽性者個別の療養証明は65歳以上の方や入院を必要とする方、妊婦の方などの「**届出対象者**」のみとなりました。

これに伴い医労連共済では、新型コロナ4波以降に行ってきた自宅療養でもホテル療養でも入院扱いしてきた「特別な対応」を見直し、届出対象外の場合は「休業給付」に戻すことを決定しました。届出対象者については入院扱いを継続します。

これまでと扱いが変わりますのでご注意ください。

届出対象者

- ①65歳以上
- ②入院が必要か、必要になる可能性がある
- ③重症化リスクがあり、コロナ治療薬か酸素の投与が必要
- ④妊婦

届出対象者以外の新型コロナ・休業給付の対象期間

		コロナ療養期間							
		発症日	療養①	療養②	療養③	療養④	療養⑤	療養⑥	療養⑦
ケース①		受診日	・	・	・	・	・	・	療養最終日
ケース②					受診日	・	・		療養最終日
		給付対象期間							

対象外

- ① **受診が必要です。診療報酬明細書の提出**をお願いします。
検査キットの判定のみで療養している場合は対象外です。
- ② 給付対象期間の初日は**受診日**です。
- ③ 給付対象期間の末日は厚労省が定めた期間（現行7日）です。
職場の感染対策などで長引いても対象になりません。
療養を早めに切り上げた場合は、療養最終日も前倒しになります。
- ④ 受診が遅れて受診日から療養最終日までの期間が**5日未満の場合**（上記、ケース②）は**給付対象外**となります。



対象外

職場の検査のみ
検査キットのみ